

令和3年7月2日

陳 情 文 書 表

産業労働常任委員会

陳情番号	74	付議年月日	3 . 6 . 2
件名	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
産業労働常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たち飲食店経営者は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、神奈川県^の要請に応じ、感染症対策及び時短営業（休業含む）に継続して協力してきました。しかしながら、要請に応じた飲食店に対する県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、「協力金」といいます。）第3弾（2020年12月7日～同月17日）から第8弾（2021年4月1日～同月19日）においては、1弾毎に時短営業等の要請開始日が店舗の定休日の場合に、その日を協力金の対象外とする取扱い（以下、「本件取扱い」といいます。）がなされています。</p> <p>このような取扱いは、極めて不平等かつ不合理なものであり、飲食店経営者として到底納得できるものではありません。そこで、このような不平等及び不合理を解消するため、以下の各事項の実施を求めて陳情いたします。</p> <p>（1）第3弾ないし第8弾の協力金交付において本件取扱いの対象となった飲食店に対し、本件取扱いにより支給対象外とされた額の協力金を交付すること。</p> <p>（2）仮に前項が認められない場合、第3弾ないし第8弾の協力金に関し、本件取扱いの対象となるべき飲食店のうち定休日を申告しなかったために本件取扱いが適用されていない事業者に対し、本件取扱いを遡って適用すること。</p> <p>（3）今後の協力金交付において本件取扱いを行わないこと。</p> <p>（4）仮に前項が認められず本件取扱いが今後もなされる場合、協力金申請書等に定休日の申告欄を設けること。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>（1）定休日が時短等の要請開始日に当たる場合とそれ以外の場合とで取扱いを異にする理由がないこと</p> <p>前期間の要請から新たな要請期間も継続して要請に従ったとしても、本件取扱いにより協力金が支給されなかったことについては、合理的な理由が全く浮かびません。</p> <p>また、本件取扱いは、要請終了日が定休日の場合に協力金が支給されることとの均衡も欠いています。要請終了日が定休日、その翌日から新たな要請期間が開始するもののそれ以降は要請に応じない、という店舗にも、定休日である要請終了日の分の協力金が支給されます。</p> <p>さらに、要請開始日が定休日に当たる場合と、要請開始日に要請に従わず夜間営業を行い翌日から時短要請に従う場合とで、協力金の金額に差異が生じないため、結果として要請に従わない夜間営業を助長しかねません。このような取扱いは、感染拡大防止策としての協力金の趣旨とも相容れないものです。</p> <p>（2）協力金申請書等に定休日の申告欄がないために不公平が生じていること</p> <p>定休日を設けている店舗であっても、申請の際に定休日を申告しない店舗もあります。事</p>			

務局の担当者のお話では、定休日を申告していない事業者には特に定休日の有無を確認せずに協力金を支給しているとのことでした。つまり、正直に定休日を記載した店舗にのみ本件取扱いが適用されていることとなります。

また、このような不公平を飲食店側に受忍させてまで本件取扱いを実施する合理性がないことは（１）で述べたとおりです。

（３）本件取扱いの適用基準が不明確であったこと

本件取扱いの要点である「定休日」についても、どのような場合に本件取扱いの対象になるのかが不明確です。

県の要請を受け、本件取扱いの適用を回避する目的で定休日を変更し、要請開始日に臨時営業するケースも想定されます。他方、そのような不誠実な例とは異なり、県の要請よりも前に定休日を営業日に変更すると決めていたところ、その後に県の要請を受けたため、当日を時短営業とした、というケースも考えられます。協力金の申請に際し「従来の営業時間」の申告を求められますが、「従来の営業時間」とは何か、どのようなケースが本件取扱いの対象となるのか、県から事前の告知はありませんでした。

第３弾事務局から聞いた話では、実施当初の段階では要請前から定休日を営業日に変更することを決めていれば本件取扱いの対象から外す運用を想定していたとのことでした。対象飲食店にも説明をして売上げ明細等の資料を請求していたものの、後日県から全て本件取扱いの対象とするよう指示があり差し戻されたとのことでした。

また、ある飲食店でも第３弾の要請がなされた１２月３日より約１か月前に要請開始日の１２月７日の予約が入り、定休日から営業日に変更していましたが、最終的には「感染症防止対策に協力していない」などと言われ、同日分の協力金交付申請を却下されました。運用が変わった理由については、事務局と県との認識の相違だと説明されたにとどまり、具体的な理由の説明はありませんでした。

また、このような対応方針の不統一や、定休日に関する外部通報を受けての対応等により、協力金の交付に相当の遅れが生じています。このような混乱は、本件取扱いが筋の通らない不合理なものであるために、運用上の^ト拠りどころが定まらなかった結果として生じたものといえます。

（４）他の都県（東京、千葉、埼玉）の取扱いと異なること

県の担当者によれば、他の都県に比べて神奈川県は判断基準は厳しいとのことでした。そもそも、協力金の額が減収を補うに十分なものではない中で、他の自治体と比較して感染防止対策とは全く関係がない「本件取扱い」により交付額を減額するという運に左右される運用を他に合理的な理由もなく行う神奈川県は到底理解できません。

（５）最後に

我々飲食店経営者の生活は、コロナ禍により、２０２０年２月を境に劇的に変化しました。収入の減少はもちろんのこと、お客様に飲食を提供してお代を頂くという、当たり前であった日常から得られる幸福や生きがいを奪われてしまいました。先の見えない不安の中で、飲食店経営者は、悩みに悩んだ末に要請への協力を続けることとし、その代わりに協力金の交付を申請して店舗の存続に望みをつないでいます。協力金の額が充分でないことへの不満ではなく、ただ苦境にある我々飲食店に理不尽な仕打ちはしていただきたくないのです。

神奈川県議会におかれましては、陳情の趣旨をご理解いただき、また、コロナ禍における飲食店経営者の実態と心情をしん酌いただき、どうか前向きにご検討いただきますようお願いいたします。